

計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件の一部改正案に対する意見公募の結果について

令和8年7月10日
経済産業省イノベーション・環境局計量行政室

計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件（平成三十年経済産業省告示第百七十五号）の一部改正案について、令和8年5月11日から同年6月10日まで、電子政府の総合窓口「e-Gov」意見提出フォーム・郵送・電子メールにより御意見を募集したところ、本件に関する御意見はございませんでした。